

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

分担研究報告書

老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究に関する研究

研究分担者：渡邊 絹子  
（筑波大学ビジネスサイエンス系准教授）

（研究要旨）

少子高齢化の急速な進展により、修正積立方式を採用している公的年金財政は厳しい状況にあり、将来的に老齢年金（老齢基礎年金及び老齢厚生年金の合計）の給付水準は、従前所得の50%程度にまで低下することが予想されている。このような公的年金の給付水準の低下は、老後の所得保障において公的年金制度が果たす役割縮減を意味しており、その縮減された部分をどのように補完するかが重要な課題として生じてきている。そして、そのような課題に対する一つの回答として注目されているのが、私的年金制度の活用である。もっとも、公的年金と私的年金が連携し、老後の所得保障という目的を達するためには、その連携の在り方が問われることとなる。本研究では、日本法における示唆を得ることを目的に、イギリスにおける公的年金と私的年金の連携の在り方について調査研究を行った。

その結果、イギリスでは、これまでに繰り返されてきた制度改革によって複雑化した公的年金制度の仕組みを抜本的に見直し、公的年金は高齢者の基礎的ニーズを保障する1層型の制度に改められる一方で、基礎的ニーズを超える部分（引退前の生活水準を保障する上乘せ部分）については、企業年金や個人年金によって対応すべきとされ、公私の役割分担が明確化されている点に特徴があることが分かった。また、企業年金の拡充を図るため、全事業主に対して、加入要件を満たす従業員に企業年金を提供する義務を負わせ（自動加入制度の導入）、その受け皿としてNESTを創設し、さらに企業年金に対する掛金に税制上の優遇を与えるといった促進策を講じ、公私の役割分担が適切に機能するよう種々の制度が整えられていることが判明した。

A．研究目的

老後所得保障における公的年金と私的年金の連携の在り方を検討するため、イギリスにおける老後所得保障制度の全体像と特徴を明らかにすることを目的として調査研究を行う。

B．研究方法

上記の研究目的のため、イギリスの年金制度に関する文献資料の収集・分析を行うとともに、日本における私的年金の専門家に対するヒアリング調査を行い、イギリスの特徴を明らかにしつつ、老後所得保障における公私の連携の在り方について検討する。

（倫理面での配慮）

本研究では特に必要なし

C．研究結果

イギリスでは、老後の所得保障における役割分担が明確化され、公的年金は高齢者の基礎的ニーズを、基礎的ニーズを満たせない場合には公的扶助で最低限を保障しつつ、基礎的ニーズを超える部分（個人的ニーズに基づき、公的年金では不足する部分）については、私的年金によって対応することとされ、個々人が公的年金による給付額を把握しやすいよう、公的年金は1層型のシンプルな構造へと変更され、私的年金普及の観点からは、企業年金の自動加入制度が導入されるとともに、私的年金への掛金拠出に対する税制優遇措置が講じられ、拠出への動機付けが図られるなど、公私の役割分担・連携が適切に機能するよう種々の対応策が取られているといった、イギリスの特徴が明らかとなった。

D．考察

イギリスでは、公的年金制度における複雑性等を背景とする各種問題点が指摘され、それら問題の解消を目指して2014年年金改革が行われ、2016年4月より新しい新国家年金制度が動き出している。他方で、私的年金の拡充により、豊かな老後の実現が目指される中で、私的年金に関する種々の改革が実行された。その中でも、加入要件を満たす従業員に対する企業年金制度の提供を全事業主に義務づけた自動加入制度の導入は、私的年金制度の普及に大きな役割を果たしつつある（従業員数による経過措置があり、2018年より全事業主への義務づけがなされる）。私的年金への加入については任意性を認めていることから、自動加入させられた従業員は、脱退の意思表示を行えば当該制度から脱退することが可能であるものの、加入要件を満たす限り事業主は3年毎に再加入の手続きを取ることとなっており、制度から脱退し続けるには明確な意思表示

が定期的に必要となっている。従業員の脱退率は当初政府が予想したものよりも低くなっており、企業年金に加入する従業員は順調に増加している。

老後の所得保障における公的年金と私的年金との連携が有効に機能するか否かは、私的年金の普及が鍵を握っていると考えられることからすれば、イギリスのように、企業年金の加入を原則とし、例外的に脱退可能という取扱いをする自動加入制度は注目に値する。また、自動加入制度と併せて、独自の企業年金制度を用意できない中小企業対策としてNESTという受け皿を用意したり、企業年金への掛金拠出に対する一定割合を政府が拠出したりと、自動加入制度が有効に機能する仕組みが整えられている。

老後の所得保障において、公的年金と私的年金との役割分担を明確にした上で、それぞれの制度が有効に作用するための制度設計が求められており、それは公的扶助や税制優遇措置の在り方等も含め広く検討すべきことが求められている。

#### E．結論

公的年金と私的年金の守備範囲を明確にし、公的年金（および公的扶助）で得られる年金額を受給者である国民が簡単に把握できるように制度を抜本的に見直したこと、そこでの公私連携の在り方は日本にとって示唆に富むものである。また、企業年金への加入について、加入の意思表示をさせるのではなく、自動的に加入させてから脱退の意思表示をさせるという従来の在り方と逆の取扱いをする自動加入制度の仕組みや、税制優遇措置として掛金拠出に対する一定割合を政府補助として上乗せ拠出する方法は、私的年金の普及促進策を考える際に参考になるう。

#### F．健康危険情報

総括研究報告書参照

#### G．研究発表

##### 1. 論文発表

現在のところ 特になし。

##### 2. 学会発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

現在のところ、特になし

#### H．知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし

以 上

分担研究報告書

老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究に関する研究

研究分担者：中益 陽子  
（亜細亜大学准教授）

（研究要旨）

イタリアでは、1992年以降、公的年金制度を補足するものとして、私的年金である補足的保障制度を活用する方針が示されている。この補足のあり方としては、その当時将来的に予想された公的年金の給付水準の低下を補うということが想定されていたと考えられる。しかし、近年における公的年金制度改革の結果、同制度の財政上の安定が確保され、また、所得代替率の改善も見込まれることとの関係で、補足的保障制度の補足のあり方が今後どうなるかには注意が必要と思われる。つまり、こうした公的年金制度改革が前提とする公的年金制度への長期加入（長期就労）が、多くの加入者にとって現実的でないような場合はもちろん、こうした長期加入が多くのケースで達成されたとしても、そこから漏れる人々に対して（非就労者や就労の中断・断絶のケース、また公的年金給付の対象とならないさまざまな事情で金銭的なニーズの生じた者等）、補足的保障制度が公的年金給付を補う給付を支給できる仕組みとなるか注目されよう。

A．研究目的

本研究は、イタリアの公私の年金の概要およびその連携に関する最新情報・動向を探ることを主たる目的としている。とくに、イタリアの私的年金制度の代表例である補足的保障制度については、法律分野に限らず、他分野からの分析や情報を含めて、あまり邦文の資料がない。しかし、イタリアは、少子高齢化の点で日本と類似の課題を抱え、ここ20年ほどの間にさまざまな年金制度改革に取り組んでいるほか、以前から補足的保障制度において退職金制度を活用する仕組みを有するなど、比較法的な見地から興味深い仕組みも散見され、日本の制度にとって参考になりうると考える。

B．研究方法

本研究は、文献・報告書等からの情報収集のほか、現地の私的年金基金監視機関（COVIP（年金基金監視委員会））およびアクチュアリー（Sig.ra Zappari および Sig.ra Ferrara）からの聞き取り調査（2016年9月13日から18日）により行った。

（倫理面での配慮）

本研究では特に必要なし

C．研究結果

イタリアでは、ここ20年間の公的年金制度改革の結果、同制度の合理化が進み、少子高齢化のもとでも、年金財政の安定化をはかりつつ、比較的高い水準の公的高齢年金給付が確保される仕組みが成立している。具体的には、概念上の積立方式の採用（1995年年金改革）による年金財政の均衡確保、および、公的高齢年金の受給年齢の引上げ（2011年改革）およびそれに伴うであろう年金加入年数の長期化による年金保険料納付期間の長期化、ひいては、公的高齢年金給付水準の改善・向上である（2011年改革前の所得代替率予想は、最も低い時期で、被用者で約5割、自営業者で約3割と予測されていたが、2011年改革の結果、被用者で6割強、自営業者で5割弱の水準を確保するとみられる）。

他方で、1992年に創設された補足的保障制度は、こうした公的年金制度改革の反動として、（補足的保障制度の成立当初に期待されたような）公的年金給付水準の低下に対応するという役割をさほど期待されなくなっている事情が感じられた。たとえば、イタリアでは、退職手当（TFRと略称される）の原資を補足的保障制度の保険料に充てる仕組みが存在し、近年はこれを強化する動きがみられたが（たとえば、2004年年金改革では、労働者が特段の意思を表示しないときには補足的保障制度へ加入したものとし、併せてTFRの積立金を補足的保障制度へ自動的に移す「黙示の合意」の仕組みが採用されている）、最近の改正で、退職手当（TFR）の原資を月々の賃金として受けることができるという仕組みが導入されている。これは、補足的保障制度の加入促進というここ20年程度の動きとは逆行するものといえ、イタリアの私的年金政策の今後を示唆するものとなるか注目される。

#### D . 考察

イタリアの公的年金制度は、上記のように、少なくとも建前上は財政の均衡と受給者に対する一定の給付水準確保を達成しているが、これは、長期の公的年金制度加入（イタリアにおいては、長期就労と同義）を前提としている。しかし、この前提の達成が、一般的なイタリアの人々には、それほど容易なことではない。この点に鑑みれば、公的年金制度のように加入要件に必ずしも就労が要求されず、また、弾力的な繰り上げ受給の仕組みを有するイタリアの私的年金制度は、長期加入（長期就労）と受給時期の後ずれを制度加入者に半ば強制し、ある意味硬直化した公的年金制度との関係で、柔軟な選択肢を提供するものとして機能する可能性もあるように思われる。

#### E . 結論

上記の通り、イタリアの公的年金制度については、昨今の年金制度改革の建前通りに制度が活用され、実際に所得代替率が改善するかにつき、そもそも疑問が残る。また、こうした公的年金制度改革を受けて、人々がどのように補足的保障制度を活用する行動に出るかによって、同制度の意義は変わりうるだろう。今後の実際の動きをフォローする必要があると思われる。

#### F . 健康危険情報

総括研究報告書参照

#### G . 研究発表

1. 論文発表 現在のところ、とくになし。
2. 学会発表 現在のところ、とくになし。

#### H . 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

なし

以 上

分担研究報告書

老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究に関する研究

研究分担者：柴田 洋二郎  
（中京大学准教授）

（研究要旨）

フランスでは、従来から私的年金制度が存在し、職域・企業ごとに複数の制度が併存している状況にあったが、1990年代以降、法整備が進められることとなった。使用者の任意による企業年金については、1994年8月8日の法律がこうした制度に法的な位置づけを与え、かつ、一定程度の統制を行っている。また、年金貯蓄制度については、2003年8月21日の法律により制度が整備された。

これら企業年金制度や年金貯蓄制度は、一定の条件を満たして実施した場合に、税制上および社会保険料上の優遇措置が受けられるという形で公私の連携が図られている。ただし、具体的な優遇措置の内容は、人的対象について使用者に対する措置、被用者に対する措置、優遇のタイミングについて、拠出時・運用時・給付時といった観点から制度により様々で、複雑な様相を呈している。また、この税制上および社会保険料上の優遇措置を適用するにあたり、次のような条件が設けられている場合も見受けられた。一部の企業年金制度については、同時に年金貯蓄制度も設置すること。確定拠出年金制度については、被用者を強制加入させること。こうしたことを通じて、実施の誘導や加入者の増大を図っていることが窺えた。さらに、被用者が賃金以外の手段により拠出することが可能な制度もあり、制度の利用を促そうとしていることがわかる。

給付に着目すると、年金貯蓄制度において、被用者が選択できる投資方法のなかに、いわゆるターゲットデートファンドを含めること、さらには、被用者が投資方法の選択につき意思表示をしない場合には、このターゲットデートファンドをデフォルトファンドとすることが近年になって相次いで法制化されていることが注目される。

A．研究目的

本研究では、フランスの公私の年金制度の概要およびその連携に関する最新情報・動向を探る。とくに、フランスの私的年金制度（企業年金、年金貯蓄制度）については、法律分野に限らず、他分野も含めて、ごくわずかしが邦文の資料が存在しない。そこで、すでに十分な研究の蓄積がみられるフランスの公的年金制度の概略を要説した後、主たる私的年金制度として、被用者に対する企業年金から確定給付型および確定拠出型を、年金貯蓄制度から被用者向けの制度とすべての個人を対象とする制度を取り上げて説明する。そのうえで、フランスにおける年金制度を、制度実施・加入・拠出における「公私連携」と、給付における「公私連携」とに分けて分析する。以上を通じて、フランスの公私年金に係る法制度と公私年金の役割分担について理解を深め、日本の法制度に対する示唆を得ることを目的とする。

B．研究方法

本研究は、文献・報告書等からの情報収集のほか、2017年2月26日から3月5日まで、フランスにて以下の通り全国レベルの労働組合、社会保障担当省庁、大学の研究者に対してヒアリング調査を行った。

2月27日 フランス民主労働同盟（CFDT）

2月28日 労働総同盟（CGT）

3月1日 フランス社会事情および厚生省

3月2日 Anne-Sophie GINON准教授（パリ西ナンテール大学）

3月3日 労働者の力（FO）

（倫理面での配慮）

本研究では特に必要なし

C．研究結果

フランスにおける主たる私的年金制度をみると、制度実施・加入・拠出における「公私連携」も、給付における「公私連携」も一定程度みられている。もっとも、公私年金制度全体に占める私的年金保険料の割合は4.2%（同給付額の割合は2.1%）にすぎず、公的年金制度からの平均の給付額が15,866ユーロ/年であるのに対し、私的年金制度全体では2,090ユーロ/年となっており、現時点では年金制度全体における私的年金の役割は依然として小さい。ただし、フランスでも労働人口の減少と年金受給者の増加により、賦課方式の公的年金制度が縮小傾向にある。そのため、公的年金に上乘せする私的年金制度（企業年金および年金貯蓄制

度)にも目が向けられつつある。

もっとも、法律上、直接的に公私年金の連携を示唆する規定はない。しかし、2003年8月21日の法律以降、私的年金制度を、税制上および社会保険料上の優遇措置を設けることと、特に貯蓄年金制度において使用者および被用者が利用しやすくなる措置を講じることにより促進しようとしている。

#### D. 考察

フランスの私的年金制度には、以下の2つの傾向がみられる。1つは、確定給付制度から確定拠出制度へという動きである。法制度上、確定給付制度を実施する事業主は非常に有利な税制上および社会保険料上の優遇措置を受けてきたが、近年では別途保険料または給付にかかる負担金を負わせることで、確定給付制度のメリットを縮小している。こうして、財政的負担を避けるために、確定給付制度から確定拠出制度への移行の動きがみられている。

もう1つは、労使双方に対し、貯蓄年金制度(特に企業レベルの貯蓄年金制度)の利用を促す改革がみられている。まず、使用者に対しては、被用者の一部だけに確定給付制度を実施する企業は、全被用者に企業レベルの貯蓄年金制度またはそれに類する貯蓄年金制度を提示する義務が課されている。次に、被用者に対する情報提供を条件に、自動加入とする(被用者が明示的に拒否しない限り加入したものとされる)こともできる。さらに、労働者に対しては、運用に対する不安を小さくするため、投資方法の選択肢のなかに運用リスクが低くなっていくプラン(ターゲットデートファンド)を含めなければならなくなっていること、および、当該プランをデフォルトファンドとするようになっていくことが挙げられる。以上から、企業レベルの貯蓄年金制度を導入する企業や加入者が大きく増加している。

#### E. 結論

フランスでは、私的年金制度の導入や利用を促す措置や改革がみられるものの、依然として公的年金が重視されている状況にある。その理由は、賦課方式による公的年金が、「連帯」を重視・強調する国民の意識に適合していることが挙げられる。また、不利益をうけやすい人的カテゴリー(育児負担を負う者、失業者、低所得労働者、非正規労働者等)に対して給付水準を維持できるような制度設計をしていることも指摘できる。以上により、公的年金の所得代替率は比較的高く、それにより私的年金の必要性が相対的に低下していると考えられる。

他方で、近年の公的年金改革は、満額受給要件を厳格化し、公的年金の水準を抑えようとするものであることから、私的年金がこれまで以上に注目されていくことは十分に考えられる。私的年金の普及を進めるうえでの課題の1つは、使用者に対する優遇措置にある。フランスにおいては、歴史的経緯から、社会保障改革において、労使対立ではなく労使と国家との対立が焦点となる。そのため、結果的に、社会保障収入の減少につながる社会保険料や社会保障負担金の減免という形での私的年金を促進する措置には一部の勢力から支持を得られないことも考えられる。したがって、使用者負担を減免する優遇措置の対象や規模には注意を要するだろう。

以上からすれば、今後も公的年金制度の改革を見据えたうえで、私的年金制度の動向を注視する必要がある。

#### F. 健康危険情報

総括研究報告書参照

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

柴田洋二郎「フランスにおける遺族年金の概要と理念」社会保障法32号149-159頁(2017年)

##### 2. 学会発表

なし

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし

以上

# 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

## 分担研究報告書

### 老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究に関する研究

研究分担者：坂井 岳夫  
（同志社大学准教授）

#### （研究要旨）

ドイツにおける老後所得保障は、年金保険、企業年金、個人年金という「3本の柱」により成り立っており、現在はこのうち企業年金と個人年金について積極的な普及を図るという方針が採られている。公的年金と私的年金との連携に関する基本的な枠組みは、企業年金法と所得税法によって形成されており、また、公的年金と私的年金との関係についての上記の基本方針も、これらの法律の改正によって具体化されている。企業年金法とは、企業年金一般を規制対象とする労働立法であるが、企業年金の普及に寄与する規定（労働者の請求に基づく賃金の企業年金への転換）や企業年金のもつ所得保障機能を強化する規定（公的年金との調整方法、確定拠出年金の最低保障、年金水準の改定方法、支払不能時の給付保証）を含んでいる。また、所得税法は、老後の備えとして適格性をもつ保障契約に対して所得税の軽減のほか補助金の支給をすることで、私的年金の普及を図っている。

#### A．研究目的

本研究は、ドイツにおける公的年金と私的年金の連携のための枠組みを分析するとともに、これに関する近時の動向を把握することを目的としている。ドイツにおいては、少子化（現役世代の人口の減少）および高齢化（受給世代の寿命の伸び）を強く意識して年金制度の改正が積み重ねられており、日本と類似の問題意識のもとで年金政策が論じられている。また、企業年金法（企業年金一般を規制対象とする立法）や所得税法のなかには、年金制度の公私連携に寄与しうる特徴的な制度が散見される。このような特徴をもつドイツの年金制度について調査することは、少子高齢化のもとでの年金政策において採りうる政策的な選択肢について一定の示唆を与えるものと考えている。

#### B．研究方法

年金制度に関する研究書、報告書、立法理由書などによる文献調査、および、連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）と企業年金の実施機関（BVG Versicherungsverein des Bankgewerbes AG）に対するヒアリング調査を行った。

#### （倫理面での配慮）

本研究では特に必要なし

#### C．研究結果

ドイツにおける老後所得保障は、年金保険、企業年金、個人年金により成り立っており、これらは一般に「3本の柱」といわれている。現時点ではこれらのうち年金保険の役割が大きい（65歳以上の者の所得の内訳をみると、年金保険の中心である公的年金が63%を占めている）、少子高齢化への政策的な対応にあたっては、年金保険については保険料の引上げを限定することとし、企業年金と個人年金については公的年金の縮減を補完するために積極的に普及を図るという方針が採られている。

公私連携の枠組みを形成するひとつの立法が企業年金法であり、労働者の請求に基づき賃金の一部を将来の企業年金に転換する権利、個々の受給者の公的年金等の受給額を考慮して企業年金の受給額を設定するときの算定や調整の方法、確定拠出年金を実施するときの使用者による給付保障、物価変動に対する企業年金の給付水準の改定に関する準則、使用者の支払不能時における給付保証などが規定されている。

また、公私連携にかかわるいまひとつの立法が所得税法であり、所得税の軽減のほか補助金の支給によって個人年金と企業年金を普及させる仕組みが用意されている。

このほか、企業年金に関する改正案があり、複数の新たな制度が提案されているが、これらにおいては、平均所得以下の労働者や低所得の労働者についての普及がとくに目指されており、また、労働者自身ではなく使用者や労働協約の当事者に対する働き掛けが多く用いられている。

#### D．考察

企業年金法は、労働立法として位置づけられているが、そのなかには労働条件の保護のための仕組みと企業年金の普及のための仕組みがある。ドイツの特徴のひとつは、一方では、基本的には労働者保護のために発展してきた伝統的な規定（公的年金との調整方法、年金水準の改定方法、支払不能時の給付保証など）が、公的年金と企業年金の連携（企業年金がもつ所得保障機能の強化）にも寄与しており、他方では、現在の年金政策（C参照）を反映して新たに整備された規定（労働者の請求による賃金転換、確定拠出年金の最低保障など）が、企業年金の普及および年金制度の公私連携（企業年金がもつ所得保障機能の強化）に寄与しているところにあるとみることができる。

また、所得税法は、補助金を含めた課税方法の設計によって、企業年金や個人年金による所得保障を促進している。ここでは、私的年金の普及に適した助成要件を設定して（老齢期における支給開始、給付時の元本保証、終身にわたる保障、取引費用の分配方法、年金資産の移管など）、課税の公平性などに適った助成措置を実施する（低所得者などに配慮した税制優遇と補助金の併用、拠出の上限の設定、助成対象ではない配偶者の取扱い、制度趣旨から逸脱した払戻しについての利益の返還など）ことにくわえて、老後のための適切な備えへと個人を誘導するための仕組みが導入され（はじめて拠出をする若年者に対する優遇、拠出の下限の設定など）、または、議論されている（平均所得以下の労働者に企業年金を提供する使用者に対する優遇。また、社会法典における取扱いではあるが、企業年金を積み立てていた公的扶助の受給者に対する優遇）。

なお、企業年金と個人年金との関係については、労働者の所得保障について、個人年金と比較した場合における企業年金のメリットが指摘されている（企業年金においては、給付の支給に外部機関が関与する場合も含めて、使用者にも給付に関する責任があることなど）。

#### E . 結論

ドイツにおいては労働立法と税法（税制優遇）によって公的年金と私的年金との連携の基本的な枠組みが形成されている（このほかに、近時の立法論では、社会法典〔公的扶助〕との関係にも関心が向けられている）。労働立法との関係では、企業年金法のいくつかの規定によって企業年金のもつ所得保障機能が強化されているが、これらの規定には労働法的な色彩が濃いものもある（年金水準の改定方法や支払不能時の給付保証は、基本的には労働条件を保護する規定として説明されるが、前者については使用者と労働者の利益調整という視点が強調され、また、後者については使用者の支払不能がもたら保障事由とされ、実施機関の支払不能は保障事由とはされない）。また、税法（税制優遇）との関係では、助成要件のなかで所得保障のための適格性（老齢期における支給開始、給付時の元本保証、終身にわたる保障など）が要求されるとともに、私的年金に特有の考慮事項として、事業者間の競争促進（保険商品以外の保障方法の許容、年金資産の移管など）や顧客の利益保護（取引費用の分配方法など）も意図されている。なお、企業年金と個人年金とを比較した場合には、労働関係の当事者であり、かつ、人事制度の設計者である使用者が、労働者の所得保障に対して果たしうる役割が小さくないといえる。

#### F . 健康危険情報

総括研究報告書参照

#### G . 研究発表

1. 論文発表 現時点では、とくになし
2. 学会発表 現時点では、とくになし  
（発表誌名巻号・頁・発行年等も記入）

#### H . 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

なし

以上



分担研究報告書

老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究に関する研究

研究分担者：島村 暁代  
（信州大学准教授）

（研究要旨）

ブラジルの公的年金には上限額が設定されるため、それを上回る所得を老後に得たいためには、閉鎖型と開放型の2つの仕組みを有する任意加入の補足的保障制度に加入する必要がある。傾向としては、規制が緩くて柔軟性のある開放型の仕組みが普及傾向にあり、中でも保険商品の売れ行きが伸びている。公的年金制度自体の支給要件や額についての改革案が大議論を呼んでいるところであり、改革の動向にも注目していきたい。保障Previdênciaと保険Seguroの違いはどこにあるか等が今後検討すべき課題として析出されたところである。

チリでは、国家が主体となって給付等を支給する第1の柱（連帯）、民間に制度運営は任せるものの制度自体の設計や監督は国家が担い、最低運用益の保障や運用についてなど、種々の規制を繰り広げる第2の柱（AFP）、そして、基本的に民間に任せる第3の柱によって、老後の所得保障が組み立てられている。そのうち、中核を占めるAFP制度については、低年金・低カバーという問題が深刻であり、制度改正に向けた審議が進められているが、具体的な改革案は提出されていない模様である。公的年金と私的年金という二分論は、チリの制度を説明するにあたってはその定義づけ次第となって、あまり有益には機能しないこと、全体としての所得保障制度の枠組みを提示することが重要であることを確認した。

A．研究目的

本研究は、ブラジルとチリの公私年金の概要およびその連携に関する最新情報・動向を探ることを主たる目的としている。ブラジルの制度もチリの制度も、法律分野に限らず、他分野からの分析や情報を含めて、あまり邦文の資料がみあたらない。しかし、ブラジルでは企業や職業組合が主体となる閉鎖型の制度と、個人が加入する開放型の制度の両構えで制度設計されており、企業年金と個人年金それぞれの仕組みや役割分担を検討するにあたり、有益である。また、チリの老後の所得保障の主たる制度は、民営化された積立方式の年金制度であることから、そもそも「公的」「私的」という二分論は有効なのかを考える上で示唆に富む。税法上の仕組みも視野に入れ、日本の制度設計を考える上で参考になりうると考えられる。

B．研究方法

本研究は、文献・報告書等からの情報収集のほか、ブラジルではサンパウロ州で働く公務員を対象とする年金基金（SPPREV-COM）や研究者等、チリではAFP年金監督官庁、AFP（Habitat社・Provida社）、生命保険会社（Chilena Consolidada Seguros社）や研究者等から聞き取り調査を行った。

（倫理面での配慮）

本研究では特に必要なし

C．研究結果

ブラジルでは、少子高齢化の傾向が進む中、そもそも公的年金制度（より正確には狭義の社会保障制度）自体をどのように制度設計するかが、2016年の終盤に出された改革案をもとに激しく議論される状況にある。他方で、公的年金としてもらえる額には上限が設定されるため、それを上回る所得を老後に得たい場合には、任意加入を特徴とする補足的保障制度に加入することになる。同制度には企業や職業組合単位の閉鎖型と、個人加入方式と集団加入方式の開放型の2つがあり、異なる監督機関によって監督される。現状としては、後者の方が、緩やかな規制で柔軟性があるため、普及する傾向にある。開放型では、保険商品も取り扱われており、伸びているようである。

チリでは国家が主体となって給付等を支給する第1の柱（連帯）、民間に制度運営は任せるものの制度自体の設計や監督は国家が担い、最低運用益の保障や運用についてなど、種々の規制を繰り広げる第2の柱（AFP）、そして、基本的に民間に任せる第3の柱の3つの柱によって老後の所得保障制度が組み立てられている。中でも中核に位置づけられる第2の柱は、1980年に導入されたが、35年以上の年月が経過したことから、年金受給者がどんどん現れる状況にある。すると、同制度には、低年金であるとか、カバーが狭いという問題があることが明らかになり、国民の制度に対する不満が高まって全国的なデモに発展している。政府は、制度を

改革するために、現行制度の問題点や改善策の検討を委員会に諮問し、その回答を得たようであるが、具体的な改革案は未提示のままという状況にある。

#### D．考察

ブラジルについては、上記のとおり、公的年金制度の再構築がまずもって解決すべき課題であり、補足的保障制度については一步後退する印象が否めない。もっとも、見様によっては公的年金が縮小傾向にあることは間違いないのであり、補足的保障制度の重要性は高まる一方である。また、方向性としては、閉鎖型より開放型へ、また保障Previdênciaの商品よりは保険Seguroの商品へという傾向がみられるので、保障Previdênciaと保険Seguroの違いはどこにあるか等が今後の検討課題といえそうである。

チリについては、低年金という大きな問題があるとはいえ、連帯の柱、AFPの柱、任意の柱の3つの柱によってコンパクトに老後の所得保障の仕組みが出来上がる点が特徴である。柱によって、国家の関与の有無や介入の方法に違いが見られ、このようなバリエーションは、日本の制度設計を考える上でも参考となりうる。また、公的年金と私的年金の連携というが、そもそも「公的年金」や「私的年金」とはなにか、チリの第2の柱はそれぞれの定義づけ次第で、いずれにも該当しうるものといえる。そうすると、公的年金や私的年金という二分論にはそれほど意味はなく、制度全体としていかなる所得保障制度を設計するかが重要であることを改めて実感する。

#### E．結論

ブラジルもチリも改革に向けた議論が進行中であり、その動向にも注目しながら、引き続き、検討していきたい。

#### F．健康危険情報

総括研究報告書参照

#### G．研究発表

1. 論文発表 現在のところ、とくになし。
  2. 学会発表 現在のところ、とくになし。
- (発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

#### H．知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし

以 上